

公園はマナーを守って 気持ち良く利用しましょう

■公園施設の利用

○ベンチや水飲み、手洗い場、遊具などの公園施設は大切に使用し、トイレはきれいに使いましょう。水道の出しっ放し、ムダ使いはやめましょう。

○公園内園路は、歩行者との接触事故を防止するため、自転車などの乗り入れは禁止しています。

○遊具を使用するときは小さなお子様には必ず保護者が付き添い、目を離さず正しい遊び方をしましょう。

○ゴミは必ず持ち帰りましょう。

■ボール遊び

近隣住宅や周囲の公園利用者などに迷惑とならないよう注意しましょう。

■公園の駐車場利用

公園利用目的以外での公園の駐車はやめましょう。また、路上駐車は危険です。絶対にしないようにしましょう。

■犬の散歩

市内で犬の散歩ができる公園は、みらいの森公園、絹の台桜公園、YAWARA 福岡堰さくら公園、みらい平さくら公園、みらい平どんぐり公園の5カ所のみです。これらの公園では、許可を受けることで犬の散歩をすることができます。公園のルールを守って散歩しましょう。

また、散歩の際は、犬をリードに繋ぎ、フンは飼い主が責任をもって必ず持ち帰るなど、マナーを守りましょう。

■感染症対策

○体調が悪いときは利用を控えてください。
○空いている時間・場所を選んで利用しましょう。

○人との距離を十分に空けて遊びましょう。
○家に帰ったら、うがい、手洗いをしっかりしましょう。

園 谷和原庁舎都市計画課

タケノコを 出荷される方へ

市内産タケノコを出荷する場合は、県による出荷前放射性物質検査の完了が必要となります。また、市の出荷制限の解除については、市ホームページでお知らせしますので、出荷する際はご注意ください。なお、出荷制限が解除された後も、次に該当する方は今年も市・県の検査が必要となります。

○過去に一度も検査をしたことのない竹林から出荷する場合

○直近の検査で50Bq/kgを超過した竹林から出荷する場合

○出荷先から今年の検査結果の提示を求められた場合

※検査を受ける場合は、事前に電話でお問い合わせください。

園 谷和原庁舎産業経済課

農地転用には 許可が必要です

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用することはできません。転用を計画される場合は、必ず着手する前に農業委員会に相談してください。

■農地転用の種類

○農地法第4条転用：農地所有者本人が転用

○農地法第5条転用：農地所有者以外の者が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用

■農地転用の受付期間

○市街化調整区域（許可申請）：毎月21～25日（申請期間が休日の場合は変更あり）

○市街化区域（届出）：随時

※市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届け出が必要です。届出後、受理通知書が交付されてから転用を行ってください。

園 谷和原庁舎農業委員会事務局

農振除外の 申請について

農振除外の申請はお済みですか？

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

本市では、令和5年度の農振地区域内農用地の除外申請を、次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限厳守）に申請をお願いします。なお、申請書類に不備などがある場合には、修正後に受付を行いますので、余裕をもった申請をお願いします。

▶受付期間 ※土・日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分

○6月協議分：4月3日(月)～28日(金)

○10月協議分：8月1日(火)～31日(木)

○令和6年2月協議分：12月1日(金)～28日(木)



詳しくはこちら

令和7年度は農振除外申請の

受付を休止します

本市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、「つくばみらい農業振興地域整備計画」を定めており、優良農地の保全と有効活用を図っています。

地域の状況の変化に伴い、令和6年度に基礎調査を実施し、必要が生じた場合は、令和7年度に計画の見直しを行う予定です。例年、農振除外申請は年3回（4月・8月・12月）受付を行います。令和7年度は計画の見直しに伴い、除外申請の受付の休止を予定しています。

自己用住宅の建築などで農振除外申請が必要になる場合は、お早めにご相談ください。

園 谷和原庁舎産業経済課

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント